

「令和4年度 近畿地方整備局（港湾空港関係）工事・業務における総合評価落札方式の新たな取り組み説明会」
 質疑応答集

令和4年3月25日（金）

Web説明形式

番号	質問内容	回答内容
1	オーバースペック等のNo27（資材運搬船に安全機器等を設置）の削除について。ガット船についてはかつて安全機器等の設置で評価を受けた事例があった。工事においてどの船が資材運搬船に該当するかを分かるように説明書等に明示頂きたい。	対応の可否について検討していきたい。
2	P7 令和4年度の継続取組概要の最下段にある「オリジナル」の意味を教えてください。また、P6の令和4年度の新たな取組は近畿だけ取組という意味か。	「オリジナル」は近畿地整独自の取組の意味であり、業務における他局の表彰実績も評価の対象としている。また、P6の令和4年度の新たな取組は近畿だけではなく全国の取組も含まれている。
3	見積参考資料の開示については旧建の発注工事においては公告時点で示されているが港湾空港部は遅くなっている。公示の時点で開示は出来ないか、出来ない場合は理由を教えてください。	見積参考資料は競争参加者を対象に提示する資料としており、競争参加資格確認通知と同日に提示している。
4	賃上げについて、「給与等受給者一人当たりの平均受給額」の受給者に例えば定年後の再雇用者や派遣職員のような人も入れるのか。どこまでの範囲が対象なのか教えてください。	令和4年2月8日に示されている「総合評価における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等」にある通り、税理士、公認会計士等の第三者による確認を行っていただいたうえで、企業の実情を踏まえ、定年後の再雇用者などを除いた継続している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価することができることとなっている。
5	管理技術者に対する加点評価となっているが、表彰ないし感謝状は、企業又は協会等が対象となるかと思われるが、どのような運用をお考えか。また、直轄における実績のみを対象とされているが、管内港湾管理者の実績について今後どのようにお考えか。	配置予定技術者が感謝状を贈られた業務に従事していたことを書面等で確認させて頂く予定。また、当局との災害協定に基づく活動に対する表彰・感謝状を対象としているため現在のところは港湾管理者の実績については対象とすることは検討していない。
6	「生産性向上に資する提案」を高く評価する試行について、評価の基準はこれまでと同様に、着目点や、効果・有効性及び履行の具体性・確実性などと考えてよいか。また、具体性・確実性については定量的な生産性向上についての説明が必要となると考えられるが、そうした場合過度の提案（オーバースペック）が散見される事態を心配するが。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の考え方は貴見の通り。 ・試行を通じて提案内容を確認しながら今後の改善が必要であれば検討していきたい。
7	海外インフラプロジェクトの認定はどういった事業が対象になるのか。認定を受けるには申請を行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業については発注者が、以下のいずれかである海外建設工事、調査及び設計等とされている。 a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人（高速道路、鉄道、空港、港湾、電力に関する特殊法人、公社、公益法人、公益民間企業等を想定） b) 海外建設工事に関するBOTその他PPP形式の事業における特定目的会社。ただし、中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っているものに限る。 c) 国際機関 d) 日本国政府又は日本の政府関係機関（独立行政法人又は政府系金融機関） ・申請については「国土交通省総合政策局 海外プロジェクト推進課」が毎年度募集をHPで行っている。